

香川県営業時間短縮協力金（第10次） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域～

※第10次要請の全期間を通して、営業時間短縮等にご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。
 （深夜営業をされている店舗について、2月14日（月）午前0時から午前5時までの間に営業した場合は、協力金の支払い要件を満たしません。）
 ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 ※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
時短営業の内容	営業時間・午前5時から午後9時まで 酒類提供・午後8時まで	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	＜中小企業＞ 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて		
	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律 2万5千円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高× 0.3 （上限 7万5千円 ／日）	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律 3万円 ／日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高× 0.4 （上限 10万円 ／日）
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可		
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日又は前年度若しくは前々年度1日当たり売上高× 0.3 のいずれか低い額	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の 4割 → 上限20万円 ／日	

※申請受付要項は、3月下旬に公表します。
 ※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。 9